

富山市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

1 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報拡散性の高さから、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、発信者のみならず、市政に対して想定外の影響を及ぼす可能性がある。

このことを踏まえ、本ガイドラインで、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにし、富山市職員（以下、「職員」という。）が、公私を問わずソーシャルメディアを適切に利活用するための指針とするもの。

2 ソーシャルメディアの定義

ブログ（※1）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）（※2）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアをいう。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、地方公務員法の一般職、特別職の区別なく、職員としての身分を有する者に対して適用される（公職選挙法に基づき選ばれる者を除きます。）。

4 ソーシャルメディア利用に当たっての職員の基本原則

- (1) 職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- (3) 勤務時間中の私的利用は禁止する。また、職務上の利用であっても勤務時間中の利用について市民から疑念等を抱かれないように留意しなければならない。
- (4) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権及び商標権等に関して十分留意し、個人情報保護等関連する法令等を遵守しなければならない。
- (5) 発信する情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう留意し、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- (6) 自らが発信した情報により意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実な対応に努めること。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。
- (7) 次に掲げる情報は発信してはならない。

ア 他者を侮蔑する情報

イ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報

ウ 違法若しくは不当な行為又はそうした行為をあおる情報

エ 流布することを目的とした事実と異なる情報

オ 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに
トに関する情報

カ 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする情報
キ その他公序良俗に反する情報

5 職務に使用するソーシャルメディアアカウントの取得に関する注意事項

- (1) 当該のソーシャルメディアについて、事前に十分な調査を行わなければならない。
- (2) アカウント運用ポリシー（利用規約）を策定し、ソーシャルメディアのアカウント設定における自由記述欄又は富山市公式ホームページに掲載しなければならない。
- (3) ソーシャルメディアを専ら情報発信用途に用いる場合には、その旨をアカウント運用ポリシーに明示すること。

6 ソーシャルメディアを利用して富山市行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 富山市又は富山市と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。
- (2) 富山市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない。
- (3) 富山市に損害を与えるおそれがある情報を発信してはならない。
- (4) 富山市情報セキュリティポリシー及びその他の情報セキュリティに関する規程に反する情報発信等、富山市のセキュリティを脅かす恐れのある情報を発信してはならない。
- (5) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに当たっては、十分留意しなければならない。
- (6) 自らが直接職務上関わらない事項であっても、市政に関する情報を発信する際には、その情報が不正確な場合、市政に重大な影響を与える恐れがあることについて十分留意しなければならない。
- (7) 富山市公式ソーシャルメディアアカウントにおいて、第三者のアカウントによる投稿の引用若しくは第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載することは、当該投稿及びページの内容を信頼性のあるものとして認めるものと受け取られることも考慮し、慎重に行わなければならない。

7 なりすまし等の防止

- (1) ソーシャルメディアの提供機関等が、認証アカウントの発行を行っている場合には、可能な限り認証アカウントを取得すること。
- (2) なりすましによる誤った情報の流布を防ぐために、富山市の公式アカウントを取得した場合は、富山市公式ホームページ上に、当該アカウントの紹介ページを作成し、信頼性を高めるよう努めてること。加えて、当該アカウントの自由記述欄等に、上記公式ホームページのURLを記載すること。
- (3) なりすましが発生していることを発見した場合は、前号の公式ホームページURLに、当該ソーシャルメディアを利用していない旨の告知を行う等の周知や、信頼できる機関やメディアを通じ、なりすましアカウントが存在することの注意喚起を行わなければならない。

8 相談窓口

企画管理部情報システム課

電話 076-443-2015

9 用語の解説

※1 ブログ

Weblog（ウェブログ）の略。ホームページよりも簡単に個人のページを作成し、公開することが可能で、個人的な日記や個人のニュースサイト等が作成され、公開されています。

※2 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

Social Networking Service（Site）のこと。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）をいいます。

誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがあり、会員は自身のプロフィール、日記及び知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ又はコミュニティ等を選択の上、公開できるほか、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上での知人・友人等の日記及び投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができます。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和5年9月11日から施行する。